

令和2年度

第11回定例農業委員会会議録

令和3年2月19日 開催

令和3年2月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第11回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第3号

令和2年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年2月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年2月19日 午前 9時00分

閉会 令和3年2月19日 午前 11時05分 (会期1日)

第1日目(2月19日) 出席委員 15名

1番	中添 文彦	8番	15番	藤重 英子	
2番	石丸 俊一	9番	16番	笹川 武義	
3番		10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番		19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 2名参加

陶 福家 重夫、 昭和2 横田 節夫

議事録署名委員

16番 笹川 武義 委員、 17番 滝川 廣男 委員

欠席

3番 森 健人 委員、 8番 大野 翔平 委員
9番 細谷 美一 委員、 12番 本井 伸一 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 4人

議事日程

令和 3 年 2 月 19 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 9 議案第 7 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 10 議案第 8 号 青年等就農計画の認定について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 12 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和 3 年 2 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 11 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3 番 森 健人 委員、8 番 大野 翔平 委員、9 番 細谷 美一 委員、12 番 本井 伸一 委員の 4 名です。よって、農業委員出席者は、15 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、16 番 笹川 武義 委員、17 番 滝川 廣男 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、10 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 100 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は、高齢で財産の処分を考えていたところ、本申請地の小作人である譲受人が買い受けることで、互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 8,460 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、48 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 1 km、車で 3 分と通作可能な圏内に居住していると考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

先ほど小作地の取得と説明しましたが、ご周知のとおり農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書は、提出されません。

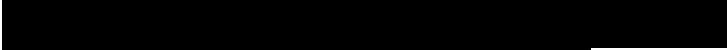
理由としましては、契約人が同一である場合、民法の混同に当たります。民法第 1 7 9 条第 1 項同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。と、あります。ここで言う物権とは物を直接的に支配する権利いわゆる利用権となります。


議案第 1 号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人の自宅から離れたところにあり耕作に不便で、実際には譲受人が耕作を行っていた土地を、買い受けることで互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 1,028 m²の表示ですが、P.7 をご覧ください。第 4 号議案案件第 4 号にありますように 2,020 m²の農地について、お互いの合意のもと耕作していた農地を正式に利用権の設定をします。現在の台帳面積 1,028 m²、3 条申請面積 1,811 m²、利用権設定面積 2,020 m²を合わせて 4,859 m²となり、下限面積を超えており、かつ現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦は、50 年、農作業の従事日数は、250 日で、機械の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック2台、納屋 200 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。

対象農地までの通作距離は、宅地隣接地であるため、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 55 万円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人の自宅から離れたところにあり耕作に不便で、管理に困っていたところ、隣接地を借入し耕作していた譲受人が規模拡大を目的として、購入することで互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 16,247 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻・麦です。

譲受人の農作業暦は、40 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、運搬車1台、軽トラック1台、納屋 70 m²を所有しています。また、水稻・麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。対象農地までの通作距離は、500m、車で 2 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 260,880 円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は相続人不存在地となり、財産管理人が管理する農地で、近隣に住む譲受人が規模拡大を目的として、購入することで申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 36,679 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻・麦です。

譲受人の農作業暦は、40 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しています。また、水稻・麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、500m～1 k m、車で 1～2 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 40 万円
申請地： [REDACTED]

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、高齢のため経営規模の縮小を考えていたところ、隣接に住む譲受人が規模拡大を考えていたため、互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 6,058 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、46 年、農作業の従事日数は、180 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、耕運機 2 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 69 m²を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。対象農地までの通作距離は、200m、車で 1 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-6

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に住み農地の管理に苦慮していたところ、規模拡大を考えていた譲受人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 9,393 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、50 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター2 台、コンバイン 1 台、耕運機 2 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 60 m²を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。対象農地までの通作距離は、1km、車で 3 分と、通作可能な圏内に居住していると考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-7

地 図：

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 今回の申請は、昨年 11 月の農業委員会にお諮りした案件に関する法定外財産の処分が関係部署と協議が完了になったための申請です。

譲受人の経営面積は 10,082 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適

譲受人の農作業暦としては、4年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しています。水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。

対象農地までの通作距離は、18km、車で30分と、通作可能な圏内に居住していると考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-10

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 300万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢で財産の処分を考えていたところ、譲渡人が規模拡大を考えていたため、互いの意向が合致し申請に至ったものです。

申請地には、利用権の設定がありますが、後で報告しますが、農地法18条6項の通知が提出されています。P.32の案件第4号、P.33案件第5号です。

譲受人の経営面積は18,333㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、180日で、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン2台、耕運機1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック1台、納屋100㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km車で5分と、通作可能な圏内に居住していると考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は10件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」についてですが、今月は、1件あります。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

農地区分： 1種農地

転用目的： 住宅用地/農家住宅

施設の概要： ①住宅2階建て 1棟 187.26 m²、②住宅平屋建て 1棟 22.74 m²
③倉庫平屋建て 1棟 53.33 m²、④倉庫2階建て 1棟 114.26 m²
合計面積：377.59 m²

併用地： [REDACTED]

土地利用率：37.81% (≧30.00%)

申請事由： 農家住宅の拡張

説明：【理由】 申請地については、農機具の多様化・大型化に伴い従来の農業用倉庫では手狭となったことから、平成6年頃に、自宅に隣接する形で農業用倉庫を新たに建て、現在まで利用してきたものでありますが、今般、同居している娘夫婦が新たな住宅を隣接地で建てることとなり、測量会社に依頼して土地測量を行なったところ、農業用倉庫の一部が住宅予定地である農地内に建っていることが判明し、無断転用であることがわかり、申請人も、これを深く反省し、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：0万円

【工事期間】 平成6年頃の工事であります。

【造成工事】 当時、天土をH=0.2m撤去し、これに替えて良質の花崗土をH=0.2m程度全体に敷詰めております。また、農地と隣接する北側水路付近に安定勾配を確保するため、1：0.2勾配による石積を設置しております。

【排水関係】 雨水：既設集水桝を利用し、北側の既設水路へ放流
汚水：ありません。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、今月は、4件あります。

議案第3号 -1

地図・図面： [REDACTED]

権利： 一時転用による賃貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要： 露天駐車場（従業員用） 31台分

併用地： [REDACTED]

申請事由： 仮設駐車場

説明：【理由】 借人、[REDACTED]は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和47年に会社を設立し、資本金は2,000万円、配電盤の製作及び販売業を主たる目的とする法人であります。近年、本社建屋の老朽化に伴い、建替え工事を全面的に行なうこととなり、その工事期間中、製造並びに営業活動ができる代替地並びに同規模程度の建物を探していたところ、[REDACTED]で本店からも近く利便性が良い条件に合う土地並びに建物が見つかり、その土地所有者との間で賃貸借契約書を締結する運びとなりました。これにより、従業員用の駐車場31台分の広さの土地も必要となったことから、この近くで探していたところ、農地での収入増を考えていた貸人との間で、双方の意向が合致し、土地賃貸借契約に至ったものであります。そこで、今回、農地法第5条による一時転用の手続きを行うものであります。ちなみに、土地所有者より、期間満了後には、農地に復元し、水田として耕作するとの営農計画書の提出もなされておりますことを申し添えます。

【資金計画】 土地代 0万円、造成費 100万円、建築費 0万円 合計：100万円

内訳 自己資金 100万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和3年4月10日から令和3年6月30日までの約3か月間

【一時転用期間】 一時転用の期間は、令和3年4月1日から2年間であります。

【造成工事】 良質の花崗土による整地をH=0.2m、その上に砂利敷きH=0.2mを駐車場用地となる856㎡分に敷詰めるとともに、残りの443㎡分には、駐車場用地の剥ぎとった天土170㎡を仮置きする場所として利用します。また、南側と西側には、0.4m程度の素掘りにより掘り下げた排水路を設置します。

これに伴い安定性を確保する目的で、周辺部分に0.8から1.0の法面勾配を施します。

【排水関係】 雨水：農地の北西側に最終柵を設置し、西側の既存水路に放流。

污水：ありません。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

地図・図面： [REDACTED]

権利： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 1種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅平屋建て 1棟 111.62 m²

併せ利用地： [REDACTED]

土地利用률： 35.34% (≧22.00%)

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 借人は、現在妻の両親と同居していますが、子どもの成長と合わせて、家財道具も増えてきたことから、将来の生活設計も考え、新たな住宅を近隣で建てようと住宅用地を探していたところ、両親の介護も近い将来訪れることを踏まえ、現住居に隣接する農地がもっとも適していると判断、また、この農地は基盤整備事業が行われた当時、非農用地協議整っていたため転用に及んだものです。

なお、この案件につきましては、申請に先立って、分筆がなされておりますが、残地となる農地の中に、お墓が建立されております。そこで、今後、この案件が香川県に進達されたのち、審査を得て、許可段階に至ったとしても、墓地の解消が図られるまでは、保留状態で継続されますことを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 0万円、造成費 404万円、建築費 2,395万円 合計：2,799万円
内訳 自己資金0万円、借入金 2,799万円

【工事期間】 令和3年4月10日～令和3年9月30日の5か月間

【造成工事】 耕作土を撤去したのち、良質の花崗土を最大で H=0.4m 盛土を行なうとともに、南側に重力式擁壁 H=1.0m、東側と北側に境界コンクリート H=0.5m を施します。また、平地であるため、法面勾配はありません。

【排水関係】 雨水：集水枡を設置して、南側の既設水路へ放流。

汚水：西側の宅地内の汚水枡に接続し、公共下水道に接続

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 該当なし

議案第3号 -3

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要： 資材置場 <併せ利用地>資材置場、駐車場

併用地： [REDACTED]

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 譲受人は、現在、[REDACTED]を中心に一般土木・建築業を営んでおり、近年、仕事量の増加に伴い、確保している資材置場が手狭となってきたため、新たな資材置場となる土地を探していたところ、[REDACTED]に居を構え、農作業にあたり通勤距離や時間を要することから農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で、双方の意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。なお、この案件につきましては、現段階で、農業振興地域における農用地の位置づけでありますので、事前に農振除外の手続きも進められておりますことを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 71,168 円、造成費 50 万円、建築費 0 万円 合計：571,168 円

内訳 自己資金 571,168 円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和3年4月10日～令和3年4月30日

【造成工事】 良質の花崗土をH=0.2m盛土をして、全体的に敷詰め、安定性を確保する目的で、周辺部分に1.2の法面勾配を施します。

【排水関係】 雨水：自然浸透 汚水：ありません

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第3号 -4

地図・図面： [REDACTED]

権利： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅2階建 1棟 建築面積 63.76 m² 土地利用률：24.15% (≧22.00%)

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 現在、借人は、妻とともに町外で夫の両親宅に借家住まいをしており、夫婦双方の両親が高齢となることもあいまって、この機会に妻の実家の近くで家建て、そこで夫婦双方の両親の面倒も見られるために、今回申請に及んだものです。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 50 万円、建築費 1,450 万円 合計：1,500 万円

内訳 自己資金 0 万円、借入金 1,500 万円

【工事期間】 令和3年4月1日～令和3年9月30日

【造成工事】 盛土を全体にH=0.1m程度、敷詰めるとともに、東側には、H=0.4mのコ

ンクリート擁壁を設置します。さらに、南の管理道側には、1:1.0の上法面の勾配を設け、その安定化を図ります。

【排水関係】 雨水：最終柵を設置し、西側の既設水路へ放流。

汚水：合併浄化槽を設置し、西側の既設水路へ放流。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

P.6～P.17をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 22件 合計 49,604 m²

内訳

新規契約： 1～4番 4件 6,793 m²

更新契約： 5～22番 18件 42,811 m²

以上、審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】の申請について説明します。

契約件数： 15件(32筆) 合計 48,323 m²

新規契約： 4番～6番、8番～15 11件(24筆) 27,251 m²

更新契約： 1番～3番、7番 4件(8筆) 12,537 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1番～4番、5番、6番、7番、8番～10番、11番～13番、14番、15番を貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは再開します。議案第6号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。

今日は、除外案件が1件です。

議案第6号-1（除外）

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅

土地所有者：

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建1棟 72.09㎡、カーポート平屋建1棟 30㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費500万円、建築費2,500万円

合計3,000万円 <内訳>自己資金500万円、借入金2,500万円

【変更を必要とする理由】

申請人の実家で父親と住み住所もに置いていますが、にも家を借りており、妻と子供2人はそこに住んでいます。父親の面倒を見るなどの理由で実際には両方の生活実態があり、今回父親の面倒を近くで見られるよう家族で実家に引っ越しを検討しましたが、家財道具も多く手狭であるため、隣接地に住宅を建設することを計画し申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和3年6月 【供用開始時期】 令和4年1月

【造成】 花崗土による盛土H=0.6m、コンクリート擁壁H=1.15m

【排水】 雨水：溜枡を設置し、東側の2級河川堂谷川へ放流 汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積446.00㎡、建築面積102.09㎡ 22.89%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」とのの連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号「農業経営改善計画の認定について」です。なお、案件第6号に福家委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第6号案件について、説明します。

議案第7号-6（更新）

予定認定番号： 17-11-再3号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：（R7年度目標） 苺、水稲

農業経営等に関する目標：（R7年度目標）

苺 16.0 a 6,400 kg （ 4,000 kg/10 a ）

水稲 130.0 a 5,100 kg （ 392 kg/10 a ）

目標所得： 370万円（主たる従事者1人当たり）

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 育苗方法の見直しと病害虫駆除の徹底、家族労働力の有効利用等で改善計画を立てています。

以上審議のほどよろしくお願い致します。

議長

案件第6号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の案件第6号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。福家委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

議案第7号-1 (更新)

予定認定番号： 17-4-再3号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 水稻、水稻（種子）、柿

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

水稻 60.0 a 2,880 kg (480 kg/10 a)

水稻(種子) 90.0 a 4,320 kg (480 kg/10 a)

柿 200.0 a 23,000 kg (1,150 kg/10 a)

目標所得： 440万円（主たる従事者1人当たり）

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 今後は、後継者へのスムーズな継承を行って行く予定です。

議案第7号-2 (更新)

予定認定番号： 17-5-再3号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 水稻、苺

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

水稻 38.0 a 1,600 kg (421 kg/10 a)

苺 20.0 a 9,000 kg (4,500 kg/10 a)

目標所得： 385万円（主たる従事者1人当たり）

年間労働時間： 1,750時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 病虫害対策の徹底を行うことで計画達成を目指します。

議案第7号-3 (更新)

予定認定番号： 17-6-再3号

申請者：

住所：

生（設立）年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 水稻、麦、ブロッコリー

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

水稻 1,600.0 a 67,200 kg (420 kg/10 a)

苺 1,600.0 a 67,200 kg (420 kg/10 a)

ブロッコリー 100.0 a 10,000 kg (1,000 kg/10 a)

目標所得：450万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和3年2月19日

予定認定期間：令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明：R1.9.24に家族経営協定を締結し今回共同申請となりました。今後は、スムーズな後継者への継承を行う予定です。

議案第7号-4(更新)

予定認定番号：17-7-再3号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

苺 29.0 a 15,080 kg (5,200 kg/10 a)

目標所得：600万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和3年2月19日

予定認定期間：令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明：病害虫対策、販売経路の開拓及び6次産業への取り組みによる改善計画を立てられています。

議案第7号-5(更新)

予定認定番号：17-10-再3号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

苺 25.0 a 10,000 kg (4,000 kg/10 a)

目標所得：500万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間：2,000時間

予定認定日：令和3年2月19日

予定認定期間：令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明：病害虫対策の徹底により収量の増加、それによる所得増加や、機械化による省力化で、労働時間の縮小を計画としています。

議案第7号-7(更新)

予定認定番号： 17-14-再3号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

苺 25.0 a 11,000 kg (4,400 kg/10 a)

目標所得： 700万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 病害虫駆除対策と技術向上により所得増加を図る計画を立てています。

議案第7号-8(更新)

予定認定番号： 17-16-再3号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

苺 25.0 a 10,000 kg (4,000 kg/10 a)

目標所得： 670万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 病害虫駆除対策と育苗方法の見直しにより所得増加を図る計画を立てています。

議案第7号-9(更新)

予定認定番号： 17-17-再3号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R7年度目標) 水稻、麦

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

水稻 1,000.0 a 42,000 kg (420 kg/10 a)

麦 1,000.0 a 42,000 kg (420 kg/10 a)

目標所得： 425万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間： 1,600時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 今後は、スムーズな後継者への継承を行う予定です。

議案第7号-10 (更新)

予定認定番号： 17-18-再3号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7年度目標) 採種タマネギ、水稲、麦

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

採種タマネギ	150.0 a	500 kg	(33 kg/10 a)
水稲	60.0 a	2,600 kg	(433 kg/10 a)
麦	150.0 a	6,300 kg	(420 kg/10 a)

目標所得： 500万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 安定的な経営を行っており、今後周辺での基盤整備の計画があるのでその際には地域への協力を行って行きたい。

議案第7号-11 (更新)

予定認定番号： 17-19-再3号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7年度目標) 水稲、麦、蕎麦、採種タマネギ、母球タマネギ

農業経営等に関する目標：(R7年度目標)

水稲	350.0 a	14,000 kg	(400 kg/10 a)
麦	1,100.0 a	46,000 kg	(418 kg/10 a)
蕎麦	400.0 a	2,000 kg	(50 kg/10 a)
採種タマネギ	80.0 a	500 kg	(63 kg/10 a)
母球タマネギ	10.0 a	3,500 kg	(3,500 kg/10 a)

目標所得： 1,200万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年2月19日

予定認定期間： 令和3年3月1日～令和8年2月28日

説明： 早期に後継者問題に取り組んでいきたい。

議案第7号-12 (更新)

予定認定番号： 22-3-再2号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生(設立)年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R7 年度目標) 菌床椎茸

農業経営等に関する目標：(R7 年度目標)

菌床椎茸 12.4 a 130,000 kg (104,839 kg/10 a)

目標所得：750 万円(主たる従事者 1 人当たり)

年間労働時間：2,000 時間

予定認定日：令和 3 年 2 月 19 日

予定認定期間：令和 3 年 2 月 25 日～令和 8 年 2 月 24 日

説明：菌床管理の徹底などによる反収の増加、所得増の計画を立てています。

以上、12 件についてご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第 7 号についてご質問はありませんか。

松本委員

案件 11 号の [REDACTED] の所得目標は少し高すぎませんか？

事務局

直近 2 年分の決算書を参考にヒアリングしております。実際に所得も伸びておりますので、過大な目標とは考えておりません。この方は、機械のメンテナンスを行い、修繕費を少なくされていますし、合理的、効率的な経営を行っている結果だと考えています。ヒアリングについては、香川県中讃農業改良普及センターの経営担当と営農担当との 3 者で行ったうえで、作成しております。

議長

他にありませんか。

藤重委員

今回、苺の方の更新が多いのですが、所得目標や 10 a 当たりの収量ってこんなにも違うものですか。

事務局

実際様々です。作付面積に伴う労働力とのバランスなどや管理の行き届き方によって大きく変わってきます。収量が多くても、雇用が多い方は人件費が圧迫し、思うような所得が出なかったり、設備投資を行った方については、減価償却費が高くなり思うような所得が出なかったりします。また、経営者の技量も大きな影響を与えます。うどんこ病などの病害虫被害の兆しを早くに察知し、早急に対応が出来た方は、被害も少なく収量に影響がないので、ある程度安定した所得となり、異変を見過ごされた方は被害が大きくなり、その対応に労働力がかかり、収量に影響が出て所得が下がることがあります。経営状況によって様々ですので、人によって数値は大きく異なります。

議長

他にありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 8 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 8 号青年等の就農計画の認定について説明します。今月は 1 件の申請です。

議案第 8 号－ 1

予定認定番号： 就農 R2－1

申請者：

住 所：

生年月日：

営農類型： 苺

生産量目標：(令和 5 年度目標)

苺 20.0 a 9,300kg (10 a 当り 4,650 kg)

所得目標：2,600 千円 労働時間：2,400 時間

農業経営改善の方向の概要：

就農地の変更にあたり、10a 当たり 5 トンの収量が早期に達成できるように努め、品質の向上及び作業の効率化を行い、規模拡大する。家族の協力を得て人件費を抑え、経営の安定を図る。

認定日 (予定)： 令和 3 年 2 月 19 日

予定認定期間： 令和 3 年 3 月 1 日～令和 5 年 10 月 11 日

説 明： で平成 30 年 10 月 12 日～令和 5 年 10 月 11 日で認定を受けています。

の農業法人よりイチゴハウスをリースし、平成 30 年 11 月 1 日に経営開始しました。この度、新たにハウスを建て、就農地を綾川町へ変更するので、改めて綾川町で認定を受けるのもです。認定期間の終期は、高松市の認定期間と合わせますので、令和 5 年 10 月 11 日までとなります。

今後の予定としまして、5 月 1 日から香川県農地機構を通じて農地の貸借を行う予定で所有者等の調整を行っています。令和 3 年度の補助事業でハウスを建設します。

6 月末までは、法人とのリース契約がありますので、6 月末まで収穫します。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について、説明致します。今月は、6 件あります。

報告 1 号－1

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和3年1月14日

説明：残存小作権の解約で離作補償はありません。

報告1号-2

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和3年1月15日

説明：残存小作権の解約で離作補償3,374,000円です。

報告1号-3

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和3年1月15日

説明：利用権の解約で離作補償はありません

報告1号-4

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和2年12月25日

説明：利用権の解約で離作補償はありません。

報告1号-5

申請地：

賃貸人：

賃借人：

解約日：令和3年2月5日

説明：利用権の解約で離作補償はありません

報告1号-6

申請地：

賃貸人：

名義であります、備考欄にもありますように、すでに本人死亡につき、それぞれ持ち分1/2を有すると、今回合意解約を行なうものです。

転貸人：高松市松島町1丁目17番28号 公益財団法人 香川県農地機構

賃借人：

解約日：令和2年11月27日

説明：利用権の解約で離作補償はありません

以上、6件の届出についての説明であります。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、報告第2号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。1件あります。

6月にも案件がありましたが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴い、令和2年4月1日より農業経営改善計画の認定事務が変わりました。複数の市町にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となるものです。市町村が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と認めて、県や国が認定するということになります。

報告第2号-1

申請者名：

生年月日：

認定に係る関係市町：

作目・部門名： ミズナ、金時ニンジン採種、小麦、水稻

農業経営等に関する目標：

	作付面積	生産量	10 a 当り
ミズナ	108.0 a	12,000 kg	1,111 kg
金時ニンジン採種	5.0 a	100 kg	200 kg
小麦	200.0a	9,800 kg	490 kg
水稻	50.0 a	2,700 kg	540 kg

目標所得： 450 万円

年間労働時間： 2,000 時間

2月2日に開催された綾川町地域再生協議会担い手部会で承認の意見いただき、計画については適当であると回答しております。

以上、よろしくお願ひします。

議長

報告第2号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第8号議案のうち、第7号議案の案件第6号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 11 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 11 時 05 分

閉会